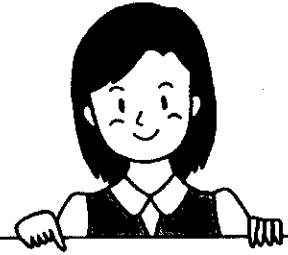


福祉事務所より



10月1日から
重度障害者医療費の
助成対象が
広がります

平成24年10月1日から、重度の障害がある方に対し、重度障害者（児）医療費助成制度において、「精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方」が新たに対象に加わります。

これまで入院の一部に限られていた医療費の助成が、通院にも拡大されます。

◆新たに対象となる方

精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方（前年の所得により助成を受けられない場合があります）。

精神障害者保健福祉手帳の取得手続

①手帳用の診断書又は障害年金証書

②認印

③顔写真（縦4cm×横3cmで顔はつきりわかるものであれば証明写真でなくても可）※手帳に貼付しない場合は不要です。ただし、サービスに差異が生じることがあります。

以上のものを持参のうえ、福祉事務所に申請してください。

◆医療費助成の対象

医療保険の自己負担額に対して助成。各種公的医療給付、健康保険組合等の附加給付を除いた額が対象です。
精神科の通院には「自立支援医療（精神通院）」受給者証と一緒に提示してください。

65歳以上の方は入院を対象外とする場合があります。

◆自己負担額

1か月につき1医療機関ごと500円

◆助成を受けるには

事前に「重度障害者（児）医療費助成金受給者証」の交付申請が必要です。

申請方法

①精神障害者保健福祉手帳（1級）

②認印

③振込先の通帳（郵便局以外）

④保険証

⑤附加給付に関する証明書

以上のものを持参のうえ、福祉事務所に申請してください。

・受診した際は、一旦医療機関の窓口で患者一部負担額を支払ってください。

・医療機関への支払いがないものは助成の対象になりません。

・後日、自己負担額を除いた額を銀行口座に振り込みます。

・振込までに4か月程度かかります。

重度障害者（児）医療費助成制度の概要

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

☎22216

<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1、2級及び内部障害3級所持者 ・療育手帳A所持者 ・特別児童扶養手当1級の障害を有する者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得額が一定以下であること（単身世帯の場合、およそ360万円以下）
<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の自己負担額（入院・通院ともに対象） ・訪問看護療養費の自己負担額・柔道整復施術療養費の自己負担額 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部障害3級の方は、その障害に直接起因する医療に限ります。また、65歳以上で新たに助成を受ける場合、入院は対象としません。（市町村民税非課税世帯の場合は対象となります）
<ul style="list-style-type: none"> ・1か月あたり、1医療機関ごと500円（薬局は自己負担なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動償還払い（医療機関からの報告を元に、毎月高額療養費や自己負担額等を差し引いた額を口座に振り込みます）
<ul style="list-style-type: none"> ・※医療機関窓口で医療保険の自己負担額を一旦支払う必要があります。 ・※静岡県外の医療機関を受診した場合は、領収書を福祉事務所窓口に持参して助成を受ける必要があります。 	